

## ふくおか灯（あかり）のパートナー事業実施要綱

### 第1 目的

安全で安心して利用できる道路を維持管理するにあたって、企業等の地域貢献の場を提供するために、企業等がパートナーとなり、福岡市（以下、「市」という。）が管理する道路照明灯を市と共働で維持管理を行う「ふくおか灯（あかり）のパートナー事業」について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 「ふくおか灯（あかり）のパートナー事業」の概要

#### 1 対象となる道路照明灯

市が管理する道路照明灯を対象とし、原則として企業等の事業所近隣に設置している道路照明灯とする。

ただし、以下に該当する道路照明灯は対象外とする。

- (1) 歩道がある道路で車道部に設置されたもの
- (2) 電柱その他の施設に共架されたもの
- (3) その他市が適当でないと判断するもの

#### 2 共働で維持管理する企業等（以下、「パートナー企業等」という。）及び市の役割

##### (1) パートナー企業等

- ① パートナー企業等が担当する道路照明灯の故障時や支柱部分の破損などの不具合を発見した場合は、市に報告する。
- ② 上記①の事象を地域住民等から連絡を受けた場合にも、市に報告する。
- ③ パートナー企業等は、道路照明灯の維持管理にかかる経費相当額を、パートナーレンタル料として負担する。

##### (2) 市

- ① パートナー企業等が担当する道路照明灯の支柱部分に企業等の名称を明記した「管理銘板」（p 6、p 7 参照）を設置する。
- ② 福岡市道路下水道局ホームページにおいて、パートナー企業等を紹介する。
- ③ パートナー企業等から道路照明灯の不具合等の報告を受けた場合、維持管理上必要な対策を講じる。

### 第3 募集の概要

#### 1 応募資格

(1) 次の①、②の両条件を満たす企業等とする。

① 法人又は団体であること。

なお、複数の企業等で構成した任意団体又は個人商店等も対象とし、個人は対象外とする。

② 次に挙げる企業等に該当しないこと。

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定されている業種及び風俗営業類似の業種

(イ) 消費者金融業・事業者金融業

(ウ) 投機的商品

(エ) たばこ製造業種（たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等は除く。）

(オ) ギャンブル（公営又は宝くじに係るものを除く。）にかかるもの

(カ) 法令等で認められていない業種・商法・商品

(キ) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設

(ク) 国家資格等に基づかない者が行う療法等

(ケ) 興信所・探偵事務所

(コ) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの（ただし、弁護士・司法書士及び法務大臣の許可を得たものは除く。）

(サ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生・更生手続中、又は手続開始の申し立てがあるもの

(シ) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

(ス) 各種法令に違反しているもの

(セ) 政治性又は宗教性を有するもの

(ソ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員、暴力団関係事業者であると認められるもの

(タ) 規制対象となっていない業種でも、鉄砲刀剣類その他危険物に関するものや、連鎖販売取引に関するものなど、市資産を広告媒体とするのに適当でないと市長が判断する業種や事業者

(チ) 悪質な行為などにより本市の指名停止期間中である事業者や、その他の行政指導を受け改善がなされていないもの

## 2 応募手続き

(1) 応募を希望する場合は、「ふくおか灯のパートナー事業 応募申込書(様式1)」「団体等概要(様式2)」及び次の書類を提出すること。

- ① 商業登記事項証明書(写し)
- ② 定款(最新のもの)
- ③ その他市が必要と認める書類

(2) 応募期間： 随時受付（通年募集）

(3) 書類提出方法：持参、郵送又はメールとする。

- ①持参、郵送する場合

提出先：〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

道路下水道局 管理部 道路維持課 電気施設係 宛

受付時間：9:00～17:00（正午～13:00を除く）

（土日・祝日・年末年始を除く）

- ②メールの場合

E-mail : doroiji.RSB@city.fukuoka.lg.jp

## 第4 パートナー企業等の決定等

### 1 審査及び選定

(1) 本要綱に基づき、希望する道路照明灯を確認の上、提出された書類を審査し、パートナー企業等を決定する。

(2) 同一道路照明灯に複数の応募があった場合、応募申込み順により決定する。

(3) 同一道路照明灯に複数の応募があった場合で、申込み順が確定できないときは、希望する道路照明灯に最も近接した企業等を優先する。ただし、事業所のない任意団体等の場合は、別途調整を行う。

### 2 審査結果の通知

(1) パートナー企業等の決定は、応募申込み後、概ね30日以内に行う。

(2) 審査結果は、応募者に速やかに文書で通知する。

## **第5 協定の締結及び解除**

### **1 協定の締結**

- (1) パートナー企業等は、実施される維持管理の内容や活動期間などについて、市と協定を締結する。
- (2) 協定の期間は、3年間又は5年間の選択制とする。
- (3) 協定の更新を希望する場合は、市と協議の上、協定期間終了日までに再度協定を締結する。

### **2 協定の解除**

以下のいずれかに該当する場合は、協定を解除できるものとする。

- (1) パートナー企業等が協定の解除を申し出た場合
- (2) パートナー企業等としての役割を果たさない場合
- (3) パートナー企業等として応募資格を満たさなくなった場合
- (4) 上記に掲げるもののほか、市が適当でないと判断した場合

## **第6 パートナー料**

### **1 パートナー料の納付**

- (1) パートナー料は道路照明灯1基あたり年間2万円とし、市が指定する期日までに納付すること。
- (2) 納付は年ごとの分割納付又は協定締結当初での一括納付の選択制とする。
- (3) 第7の2の(5)の状態となった場合、及び市が管理銘板を撤去した場合において、パートナー企業等は市に対して損害賠償・損失補償を請求することはできない。

### **2 パートナー料の返還**

- (1) 第5の2の(1)において協定を解除した場合、市は協定を解除した翌年度以降のパートナー料を返還する。

## **第7 管理銘板**

### **1 表示概要**

パートナー企業等の企業名、団体名、店舗名等の入った管理銘板を道路照明灯の管理上、支障のない位置に設置する。

## 2 管理銘板の製作・設置・管理・撤去

- (1) 管理銘板の製作・設置・管理・撤去は市が行う。
- (2) 管理銘板への表示内容については、市とパートナー企業等で協議のうえ、決定する。なお、表示内容については、青少年の健全な育成や消費者保護などの観点から、審査基準に基づき市が適否を判断するものとする。
- (3) 管理銘板は、パートナー企業等が担当する道路照明灯1基につき1枚設置することとし、路面より1.2m以上の高さを確保し、支柱に固定する。ただし、歩道のない車道の場合は、車両の進行方向側とする。
- (4) 管理銘板の設置期間は、パートナー企業等が担当する道路照明灯に市が管理銘板を設置した日から協定期間の終了日までとする。
- (5) 天災・事故等によりパートナー企業等が担当する道路照明灯を撤去、更新又は移設する必要が生じた場合は、協定期間内であっても、管理銘板が一定期間未設置若しくは公衆の目に触れない状態となることがある。

## 3 管理銘板の仕様

- (1) 大きさ：縦450mm 横150mm (p 6 参照)
  - (2) 色彩：別紙のとおり グリーン系、ブラウン系、グレー系 (p 7 参照)
  - (3) 材質：アルミ板材+塩化ビニル樹脂
- ※実物の管理銘板は、文字デザイン、背景色等若干異なる場合がある。

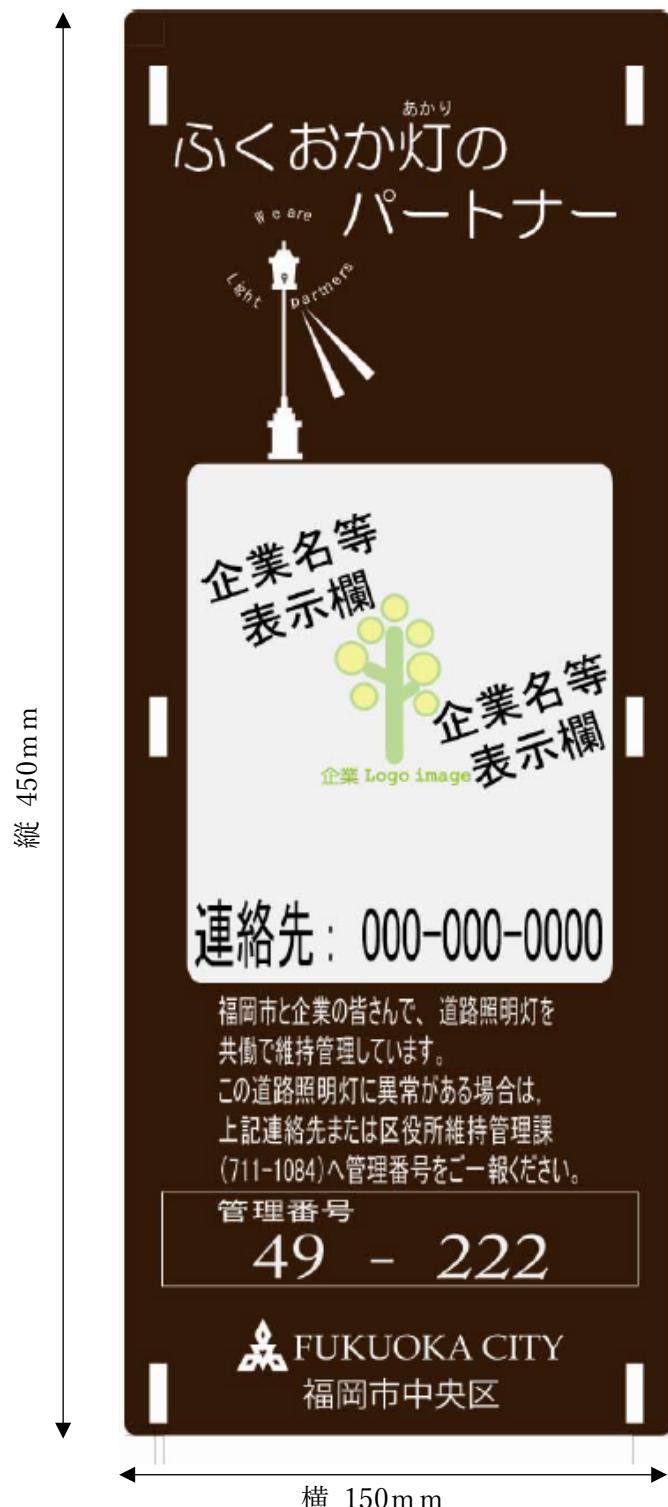
## 第8 その他

パートナー企業等は、その所有管理するホームページなどの情報発信媒体において、ふくおか灯（あかり）のパートナー事業の活動を紹介することができる。なお、掲載にあたっては、事前に市に相談すること。

## 附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

管理銘板の表示例



※実物大ではありません

※実物は、文字デザイン、背景色等若干異なることがあります。

## 管理銘板の色彩イメージ

色調



グリーン系



ブラウン系



グレー系